# 電子決裁の 推進 について

行政手続きオンライン化とデジタル化により行政事務が効率化されたいわゆる「スマート行政」の実現のため，「スマート行政推進会議」を本年４月に設置し，その柱の一つである「電子決裁率の向上」にご協力をいただいているところです。

文書管理システムを利用した適正な公文書管理を徹底するため，電子起案・電子決裁のより一層の推進をよろしくお願いいたします。なお，取り組みにあたり，平成 31 年４月１日付で福岡市公文書規程を一部改正し，電子起案の対象外となる文書について次のとおり整理を行っておりますので，改めてご確認ください。

## １　規程改正のポイント

**電子起案対象外文書**

**【4/1 付公文書規程改正により削除された文言】**

× 関係書類が大量である場合又は電磁的記録以外のものである場合

× その他主管課長が電子起案により難いと判断した場合

【改正後】

●内容が機密に属するもので所属内で共有できない場合

●総務企画局総務課長が電子起案により難いと判断した場合

これまで，主にこの二つの例外規定をよりどころとして，紙決裁が行われていたが…

主にこの **２つに限定**されることに

※議案や法令等で定められている場合は定められた様式による紙起案，内容が定例又は軽易な場合は簡易起案が可能です。

※公文書に関する規程が別途定めてある市長事務部局外においても同様の規程改正がされており，当該部局の総務課長が総務企画局総務課長と同様の役割を担います。

## ２　文書管理システム活用のメリット

システム上電子記録として残ることによる**文書改ざんや紛失，誤廃棄の防止**

過去の起案文書を容易に検索できるようになり，**書類を探す手間が減る**

紙書類として印刷することが減り，**紙使用量の削減**や**保存場所の省スペース化**

## ３　今後のスケジュール

| ５月 | ６月 | ７月 |
|---|---|---|
| 文書管理システムを活用した電子決裁の推進 | | |
| | 集計期間 | ●６月分集計 |
| | ●５月分集計 | |
| 総務課長協議 | 電子決裁率が低い部署への個別支援 | |
| ★5/27･28 文書事務研修 | | |

【お問い合わせ】
総務企画局行政部総務課　　担当：西林，福田
TEL　：711-4044（内 1203）